

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
(信用協同組合等の併せ行うことができる事業) 第一条の三 (略) 2 信用協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に掲げる債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 法第九条の九第六項第一号の二に掲げる事業に付随して行う債務の保証 三 五 (略) 3 五 (略) 6 法第九条の八第二項第十二号の二に規定する内閣府令で定めるものは、同項第十二号に規定する外国銀行の銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。第十四項において「外国銀行の業務」という。）の代理又は媒介とする。 7 (略) 8 法第九条の八第二項第十七号に規定する類似する取引であって内	(信用協同組合等の併せ行うことができる事業) 第一条の三 (略) 2 信用協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に掲げる債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証 三 五 (略) 3 五 (略) (新設) 6 (略) 7 法第九条の八第二項第十七号に規定する類似する取引であって内

閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 商品デリバティブ取引（当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（ただし、次に掲げる取引に限る。）をいう。）

イ（略）

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1)・(2)（略）

二・三（略）

9
13 （略）

14 法第九条の九第六項第一号の三に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行の業務の代理又は媒介とする。

15 第四項、第五項、第七項から第十項まで、第十二項及び第十三項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十号、第十号の二、第十五号の二から第十八号まで及び第二十一号に掲げる事業について、これを準用する。

16 （略）

（定款の変更の認可を要しない事項）

第四条 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 商品デリバティブ取引（当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（ただし、次に掲げる取引に限る。）をいう。）

イ（略）

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1)・(2)（略）

二・三（略）

8
12 （略）

（新設）

13 第四項から第九項まで及び前二項の規定は、信用協同組合連合会が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第十号、第十号の二、第十五号の二から第十八号まで及び第二十一号に掲げる事業について、これを準用する。

14 （略）

（定款の変更の認可を要しない事項）

第四条 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇三の二 (略)

四 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第一号に掲げる法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理業務

ハ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第三号に掲げる法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

五〇八 (略)

（紛争解決委員の利害関係等）

第十四条 (略)

2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者

一〇三の二 (略)

四 協同組合による金融事業に関する法律第三条の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一号に掲げる法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

（新設）

ロ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第二号に掲げる法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

五〇八 (略)

（紛争解決委員の利害関係等）

第十四条 (略)

2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者

とする。 一 (略) 二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格 三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格 3 (略)	とする。 一 (略) 二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格 三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格 3 (略)
---	---